

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aに雇用され、B県B市所在の会社Dの構内（以下「事業場」という。）において、MC旋盤オペレーターとして勤務していた。

請求人によると、事業場において平成〇年〇月から電気自動車用バッテリーカバーの機械加工を担当していたところ、平成〇年〇月〇日の夜勤での作業中（日付けが変わった翌〇日の午前3時頃）、部品を機械にセットしようとした際に左肩が「ポキン」と音がし、その後、気分が悪くなったとしている。

請求人は、同日午前7時まで作業を続け、同月〇日、〇日は休日であったため自宅で様子を見ていたが、症状が悪くなったため、同月〇日にY整形外科に受診したところ「頸肩腕症候群、頸部筋筋膜炎、末梢性神経障害性疼痛」（以下「本件疾病」という。）と診断され、加療を継続した。

請求人は、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務に起因して発症したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、請求人に発症した本件疾病は、上肢等に負担のかかる作業に相当期間従事し、過重な業務に就労した結果、上肢に過大な重量負荷がかかったために発症したものであると主張している。

(2) 上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の判断基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考え、認定基準に照らし、本件について検討することとする。

(3) 「上肢等の負担のかかる作業を主とする業務に相当期間（原則として6か月程度以上）従事した後に発症したものであること」について

請求人は、事業場において、平成○年○月から平成○年○月まで電気自動車用バッテリーカバーの機械加工を担当していたもので、主たる作業は、加工機械（マシニング機）にアルミ製のバッテリーカバーであるアッパー（形状：1100mm×750mm×110mm、重量：約18kg）又はローワー（形状：1043mm×700mm×150mm、重量：約28kg）を取り付け、加

工終了後に同品を取り外す作業を繰り返し行うものである。作業は二人1組で、作業量は、請求人からの聴取及び労働基準監督署（以下「監督署」という。）の調査から、1日当たりアッパーとローワーを合わせて50台程度、取付けは、請求人の場合は、左手を下、右手を上にする体勢で行う。

これら請求人の主たる作業について見ると、認定基準の「上肢等に負担のかかる作業」として上肢の反復動作の多い作業が認められ、また、その上肢の反復動作の多い作業に平成〇年〇月から平成〇年〇月まで従事していることから、同じく、認定基準の「相当期間従事していた」ことが認められる。

#### （4）発症前に過重な業務に就労したことについて

監督署の上記調査による請求人の発症前6か月間の勤務状況については、総労働時間数及び所定外労働時間数は勤務個人票より、1日平均の加工台数については会社D提出資料の加工台数よりそれぞれ算定しているものであるが、請求人の労働時間数及び加工台数は、事業場内の同種労働者と比較すると、ほとんどこれを下回っており、請求人の1日の平均業務量が、おおむね20%以上増加した日数についても、発症3か月前の4日が最大であることから、認定基準の「過重な業務」に従事したとは認められない。

請求人らは、二人で作業をして一つの部品を作ることから、請求人より相手方が多く台数を上げたことはない、むしろ、人の出入りの関係等で請求人の方が一人で作業することが多くあった旨主張しているが、ペアで作業を行う関係上、1日の両者の平均加工台数に大きな差は見られず、請求人の勤務日数等の関係で、労働時間数及び加工台数が下回っているものと判断されることから、請求人らの主張は認められない。

また、請求人は、請求人と一緒にペアを組んで作業していた相手方より、請求人の身長が大体10cm前後高いことから、負担がかかった旨主張しているが、E及びFは、監督署の聴取において、作業は二人作業で、両者の身長は「ほぼ同じ」、「同じ位」と申述しており、請求人に過大な重量負荷がかかったとは判断できず、請求人の主張は認められない。

#### （5）本件疾病に関する医学的判断について

ア 請求人の症状について、G医師は、意見書において、「頸部（特に後頸部）から両肩、背部にかけて強い痛み、頸を動かすと痛い、肩が拳がらないとの主訴であるが、所見としては、後頸部から両項肩部に圧痛を認め、特に第7

頰椎棘突起に著しい圧痛がある。頰部の運動痛、両肩（左＞右）の運動痛が著しく制限がある。頰椎単純X Pでは、明らかな異常は認められない。側面像では第7頰椎棘突起は描出されていない（男性ではよくあること）。休養をとるよう指示（会社あて診断書では安静5日と記載）。本件疾病の発症機序は多岐にわたるが、重量物を無理に持つ作業を繰り返せば、発症するものと考えてよい。」旨述べている。

イ また、監督署の受診命令（労災保険法第47条の2）により請求人を診断したI医師は、意見書において、「アドソン試験、ライト試験、気を付け姿勢試験及び椎間孔部圧迫試験は全て陰性であった。ただし、必要な肢位をとろうとすると痛みのため力が入り、十分な肢位をとることができなかった。左手の握力は22kg（右64kg）で低下しているが、これが神経学的異常によるものか、不明である。頰椎、肩の動きを調べようとする、疼痛を訴え、力を入れて抵抗する。業務との因果関係は判定不能である。」旨述べている。

ウ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「Y整形外科で撮った頰椎及び両肩X線写真には、骨折等外傷に起因する骨変化はみられない。また、J病院で撮った頰椎MRIにおいても、異常所見はみられない。」旨述べており、さらに、同年〇月〇日付け意見書において、「本例は、強い外力は加わっておらず、また、過度の反復動作負荷もなかったことから、X Pにおいても異常が見られなかったように、頰椎の損傷については否定的である。また、肩周辺の痛みや挙上困難を生じるような肩腱板の大きな断裂はMRIにおいて否定されている。胸郭出口症候群の所見（アドソン試験、ライト試験）においても陰性である。以上から、本例は、頰肩腕症候群と診断せざるを得ない。」旨述べている。

エ ところで、認定基準において、「頰肩腕症候群」については、頰部から肩、上肢にかけて何らかの症状を示す疾患群の総称であり、診断方法の進歩により病像をより正確にとらえることができるようになったことから、できる限り症状と部位を特定し、それに対応した診断名となることが望ましいが、障害部位を特定できない「頰肩腕症候群」を否定するものではないこととされていることからすると、当審査会においても、請求人の本件疾病が「頰肩腕症候群」であるとするG医師及びH医師の医学的見解は妥当であると判断す

る。

(6) 本件疾病の症状経過

ア 同認定基準によると、頸肩腕症候群を含む上肢障害は、業務から離れ、あるいは業務から離れないまでも、適切な作業の指導・改善を行い就労すれば、おおむね3か月程度で症状が軽快するとされている。

イ 請求人の訴える症状についてみると、請求人は、監督署の聴取において、平成〇年〇月〇日の夜勤での作業中、日付は〇日の午前3時頃、部品を機械にセットしようとした際に左肩が「ポキン」と音がした旨申述しているが、同聴取において、本件疾病の発症前である平成〇年〇月〇日に左腕に痛みが出て、Y整形外科に通院し、2週間安静の診断書が出ているとも申述している。さらに、Kは、陳述書において、平成〇年〇月頃、請求人が左の腕が痛い旨言っていたのを覚えていると証言している。なお、請求人は、本件審理において、自分は右利きであるとも述べている。

ウ 請求人の症状は、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に、相当期間（原則として6か月程度以上）従事した後に発症した「頸肩腕症候群」と認められるものの、過重な業務に従事したとは認められず、過重な業務への就労と発症までの経過が医学的に妥当なものとも認められず、業務から離れるなどすれば症状が軽快するとされる3か月を超えて通院、休業しているにもかかわらず、請求人の症状は軽快していないことがうかがえる。

(7) したがって、本件疾病は、認定基準に定める上肢に過度の負担のかかる業務により発症した上肢障害とは言えず、業務に起因して発症したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。